

事務連絡  
令和4年10月5日

各市町村教育委員会学校安全主管課長  
各 県 立 学 校 長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

日頃から児童生徒等の安全教育についてご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、平成29年9月11日付け、教保体第1223号で通知しているところです。

つきましては、別添資料及び下記について、関係教職員に周知くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、自治体の危機管理部局や関係機関等との連携強化を図るとともに、貴管下各学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行い、弾道ミサイル発射時の対応について盛り込むこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、改めて全教職員で共通理解を図っておくこと。

- 【資料1】平成29年9月11日付け教保体第1223号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）」
- 【資料2】文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（抜粋）
- 【資料3】文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（抜粋）
- 【資料4】内閣官房「弾道ミサイル落下時の行動について」

【参考】

- ・内閣官房 国民保護ポータルサイト  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・内閣官房 国民保護ポータルサイト「国民保護のための情報伝達的手段」  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html>
- ・総務省消防庁「国民保護室・国民保護運用室」  
<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>
- ・国民保護に関する埼玉県計画  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/05b00-092.html>
- ・埼玉県危機管理防災部危機管理課  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0401/index.html>

担 当：健康教育・学校安全担当 阿久津広真  
電 話：048-830-6964  
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



教保体第1223-1号  
平成29年9月11日

各市町村教育委員会教育長 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

日頃、児童生徒の安全指導について御尽力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、文部科学省高等教育局高等教育企画課から別紙（写）のとおり、弾道ミサイル発射に係る対応について周知の依頼がありました。

つきましては、別添及び以下の点等について、貴管下の各学校に御周知くださいますようお願いいたします。

なお、「児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成29年9月6日付け教保体第1154号）も参考にしてください。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。

なお、今後、文部科学省において、取組状況を把握するために調査を行うとのことなので、あらかじめお知らせします。

（担当）  
保健体育課健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6964（直通）



教保体第1223-3号  
平成29年9月11日

各県立学校長 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

標記の件について文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、文部科学省高等教育局高等教育企画課から別紙（写）のとおり、弾道ミサイル発射に係る対応について周知の依頼がありました。

つきましては、別添及び以下の点等について、御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、「児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成29年9月6日付け教保体第1154号）も参考にしてください。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。

なお、今後、文部科学省において、取組状況を把握するために調査を行うとのことなので、あらかじめお知らせします。

（担当）  
保健体育課健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6964（直通）



教保体第1223-2号  
平成29年9月11日

各教育事務所長 様

教育局県立学校部保健体育課長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

日頃、児童生徒の安全指導について御尽力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、文部科学省高等教育局高等教育企画課から別紙（写）のとおり、弾道ミサイル発射に係る対応について周知の依頼がありました。

つきましては、別添及び以下の点等について、市町村教育委員会に対しては別途通知しておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

また、「児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成29年9月6日付け教保体第1154号）も参考にすよう伝えてあることを申し添えます。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。

なお、今後、文部科学省において、取組状況を把握するために調査を行うとのことなので、あらかじめお知らせします。

（担当）

保健体育課健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6964（直通）



事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課

#### 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

文部科学省では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく「文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画」（平成 17 年 10 月 13 日付け 17 文科施第 231 号文部科学大臣・スポーツ庁長官・文化庁長官決定）において、学校等の設置者等に対し、学校等における安全確保及び安全指導體制等に関する計画等の整備や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する啓発等について必要な指導助言及び支援等を行うこととしています。

テロ・ミサイル等突発的に大規模な災害をもたらし得る危機が発生するような状況に対しては、これまでも「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成 29 年 3 月 9 日付け事務連絡）等において、有事の際の情報共有・対処等について地域の実情に応じた各学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の見直しを推進するとともに、国民保護法第 42 条第 1 項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各自治体の危機管理部局や関係機関と連携して推進すること等を周知してきたところで

す。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴課におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、下記事項について適切に取り組まれるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号消防運第 24 号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動例について取りまとめたので、各学校や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）を御確認ください。）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

## 記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- 4 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

### （留意事項）

- ・児童生徒等の実態に応じた安全指導を行うこと。
- ・政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。

- ・臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和44年文部省令第11号）第63条に基づき、学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において臨時休業とするか否かは、学校の設置者と協議の上、あらかじめ定めておくこと。また、始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙のとおり行動をとること等について、あらかじめ注意喚起しておくこと。

※本件に関する取組状況については、今後調査を実施する予定であることを申し添えます。

#### 【関連通知等】

- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日）
- 「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成28年2月24日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成28年5月2日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日）
- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成29年3月21日）
- 「第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成29年3月31日）

#### 【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課交通安全係  
tel : 03-5253-4111 (2695)  
fax : 03-6734-3794



(別紙)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号, 消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

#### 1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は, Jアラートを通じて, 防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか, 緊急通報メール等によって緊急情報が発信されるので, メッセージが流れたら, 落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

##### 【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は, 物陰に身を隠すか地面に伏せ, 頭部を守る。

##### 【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ, できれば窓のない部屋へ移動する。

##### 【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため, 車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合, 車から離れて地面に伏せ, 頭部を守る。

#### 2. ミサイルが着弾した場合の行動例

○ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合は, 屋外にいる場合は, 口と鼻をハンカチで覆いながら, 現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は, 換気扇を止め, 窓を閉め, 目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため, テレビ・ラジオ・インターネット等を通して, 情報収集に努めるとともに, 行政からの指示があればそれに従って, 落ち着いて行動する。

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

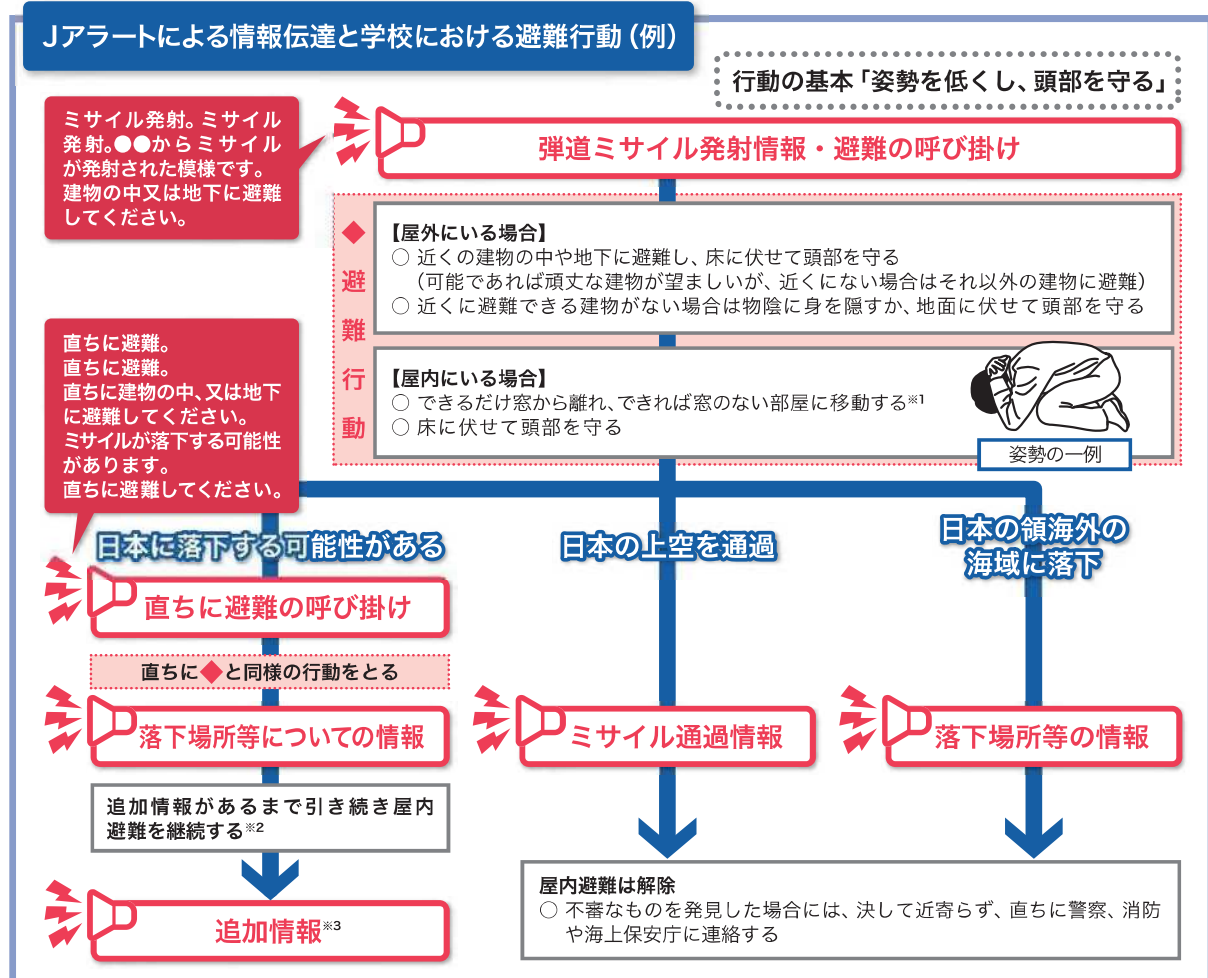
### 1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

#### 【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

#### （1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
  - 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
  - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

## (2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

### 学校にいる場合

#### 【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

#### 【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

### 校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

### 登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

#### 【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



### 児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

### (3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

## 【2】体制整備

### (1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

### (2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

### 【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

### 【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

## 2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

### 国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

#### 【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

#### 【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



#### 【総務省消防庁】

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)



### 全国瞬時警報システム (Jアラート) とは

- ◆ 全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線(同報系)等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

## 3-5 その他の危機事象の発生時の対応

## 3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流されます。

※ 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は発生する明白な危険が迫っている事態を「武力攻撃事態」といい、「国民の保護に関する基本指針」では、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃の4類型を想定しています。

例えば弾道ミサイルは発射から10分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示しなければなりません。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めおくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくことが望まれます。

## 記載の視点

- 弾道ミサイル発射情報など、国民保護情報が出された場合の対応フロー
  - 情報収集(手段等)
  - 取るべき行動とその指示
  - 被害発生(ミサイル落下等)時の対応
  - 学校外への避難が必要な場合の対応
  - 対応解除の条件

## 〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外(校庭等)にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動</li> <li>● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る</li> <li>● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る</li> </ul>
【付近にミサイルが落下した場合】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難</li> </ul>

## 《参考資料》

- 内閣官房 「国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月) p.42～44  
弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応(例)のフロー等が記載されています。  
[https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyou\\_all.pdf](https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyou_all.pdf)



# 弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



## 国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。

[http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html)

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸  
ホームページ  
[www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)



Twitterアカウント  
首相官邸災害・危機管理情報  
**@Kantei\_Saigai**



**Jアラート** (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら  
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に  
いる場合

近くの建物の中か  
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くなければ、それ以外の建物でも構いません。

建物が  
ない場合

物陰に身を隠すか、  
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に  
いる場合

窓から離れるか、  
窓のない部屋に移動する。

近くに  
ミサイル  
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。